資料５

サービス管理責任者等の研修及び経過措置について

① 旧体系（H31.3以前）の研修受講済みの者について

・令和5年度末（令和6年3月31日）までに更新研修を修了できなかった場合は、令和6年4月1日以降は実践研修修了証の交付を受けるまでサービス管理責任者等としての業務はできません（サービス管理責任者等欠如）。

・サービス管理責任者等が欠如した場合は、その翌々月から欠如解消されるに至った月までサービス管理責任者等欠如減算となりますので御留意ください。

相談支援従事者初任者研修講義部分

サービス管理責任者等研修（旧体系）受講

H31.4～（新体系移行）

施行後5年間（R5年度末まで）は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能

令和5年度末までに
サービス管理責任者等
更新研修受講

サービス管理責任者等更新研修講義・演習

～R6.3.31

令和5年度末までに更新申請を修了できなかった場合は実践研修からの受講となります。

令和6年度（令和6年4月1日）以降もサービス管理責任者等に従事するには更新研修又は実践研修を修了していること。

※ 更新研修は5年毎に受講

② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしていた者について

R元～R3の基礎研修受講者に限ります。

入職

<実務経験>下記のうちどれか
・相談支援業務5年以上
・直接支援業務8年以上
・有資格者は3年以上

相談支援従事者初任者研修講義部分

サービス管理責任者等基礎研修講義・演習

基礎研修受講時点で実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了者となった日から3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

基礎研修終了後3年間で2年以上の実務→通算2年かつ業務に従事した日数360日（180日×2年）以上をいう。

サービス管理責任者等実践研修講義・演習

実践研修修了日の属する年度の翌年度を初年度とし、5年度目の末日(3月31日)までに更新研修を受講

サービス管理責任者等更新研修講義・演習

※ 更新研修は5年毎に受講

例えば、令和元年10月に基礎研修を受講した場合、令和4年9月までに実践研修を修了していないと、令和4年10月以降は実践研修を修了するまでサービス管理責任者等の従事は不可となります。サービス管理責任者等が欠如した場合は、その翌々月から欠如解消されるに至った月までサービス管理責任者等欠如減算となりますので御留意ください。
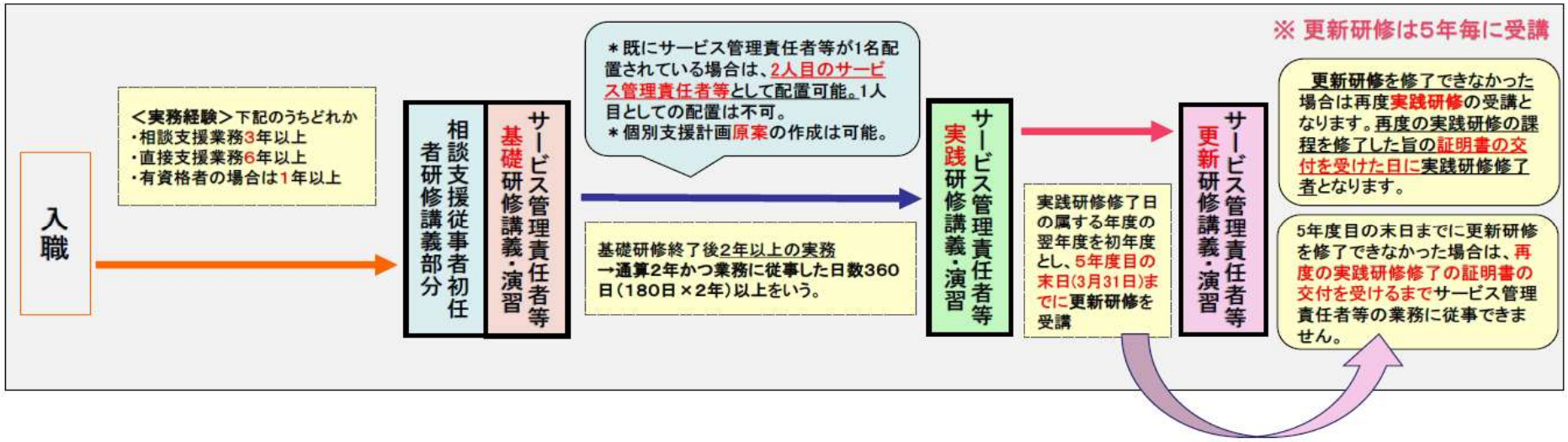
③ 基礎研修受講時点で実務要件を満たしていなかった者について
④ R4以降の基礎研修修了者について
（基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者も含む。）